

判決年月日	平成 2 1 年 5 月 2 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成21年（行ケ）10005号		
○他人の名称を含む商標については，その他人の承諾を得ているものを除き，商標法 4 条 1 項 8 号に該当し，商標登録を受けることができず，出願人と他人との間での商品又は役務の出所の混同のおそれの有無，いずれかが周知著名であるということなどは考慮する必要がない。			

（関連条文） 商標法 4 条 1 項 8 号

原告は，「末廣精工株式会社」（本願商標）につき，商標登録出願をしたが，拒絶査定を受けたので，不服の審判請求をしたが，特許庁は，同一の名称の他の会社が存在することから本願商標は商標法 4 条 1 項 8 号に規定する「他人の名称」を含む商標に当たるとの理由で，請求不成立の本件審決をした。そこで，原告が，原告による本願商標の登録及びその指定商品についての使用はその同一名称の会社の人格的利益を侵害するおそれを全く有しないなどと主張し，本件審決の取消しを求めた事案である。

本判決は，次のとおり判断して，原告の請求を棄却した。

商標法『4 条 1 項 8 号は，「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称」を含む商標については，括弧書きによる「その他人の承諾を得ているもの」を除き，商標登録を受けることができないと規定するにとどまるが，そこには，前記最高裁判例（最高裁平成 1 5 年（行ヒ）第 2 6 5 号平成 1 6 年 6 月 8 日第三小法廷判決・裁判集民事 2 1 4 号 3 7 3 頁，最高裁平成 1 6 年（行ヒ）第 3 4 3 号平成 1 7 年 7 月 2 2 日第二小法廷判決・裁判集民事 2 1 7 号 5 9 5 頁）に判示されているとおりの意味があるのであって，原告の主張するように，同号の規定上，人格的利益の侵害のおそれがあることなどのその他の要件を加味して，その適否を考える余地はないというべきである。』，『要するに，同号は，出願人と他人との間での商品又は役務の出所の混同のおそれの有無，いずれかが周知著名であるということなどは考慮せず，「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称」を含む商標をもって商標登録を受けることは，そのこと自体によって，その氏名，名称等を有する他人の人格的利益の保護を害するおそれがあるものとみなし，その他人の承諾を得ている場合を除き，商標登録を受けることができないする趣旨に解されるべきものである。』

『以上の次第であるから，…原告の請求は，その主張する「本願商標による引用会社の人格的利益の侵害のおそれの有無」について判断する必要もない以上，失当として棄却されるべきものである。』